号俸	再任用職員			
41				401,900
42				403,000
43				404,100
44				405,200
45				406,000
46				406,600
47				407,200
48				407,800
49				408,300
50				408,900
51				409,500
52				410,100
53				410,700
54				411,300
55				411,900
56				412,500
57				412,900
58				413,400
59				413,900
60				414,400
61				414,900
62				415,400
63				415,800
64				416,300
65				416,600
66				417,100
67				417,600
68				418,100
69				418,600
70				419,100
71				419,600
72				420,100
73				420,600
74				421,100
75				421,600
76				422,100
77				422,600

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
	円
1	720,000
2	776,000
3	834,000
4	912,000
5	984,000
6	1,055,000
7	1,129,000
8	1,198,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第四条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十一年法律第百二十五号。以下「任期付職員法」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000